

日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

IV 産業合理化と労働組合

2 合理化と労働組合

2 主要労組の「合理化」への対応

全国金属

全国金属では、本社工場の閉鎖と従業員全員解雇をめぐる紛争がつづいていた新居浜鉄工支部で労使の和解が成立し、また、別会社への出向にかんし身分保全を求めていた河合楽器製作所支部でも労使の和解が実現した。

【新居浜鉄工支部】

新居浜鉄工所の紛争は、一九八六年一月二一日、経営者側が名古屋工場を残して、不採算部門の本社と東予工場を閉鎖、両工場の従業員五五人の全員解雇を通告したことに端を発した。通常会社倒産とは異なった事態に組合側は、会社の経営状態を示す資料の公開を要求するとともに、経営側の安易な「首切り」だとして、通告の白紙撤回と身分確保のため第三者機関へ救済を求めるなどの闘争をつづけていた。

今回の労使紛争では、会社側が残そうとする名古屋工場に組合組織がないため、解雇通告を受けた組合員が名古屋工場と横の連携を取れないことなどが当初からの課題とされていた。このため、組合側は上部組織の全金愛媛地本、同中央本部を通じ第三者機関へ救済を求めたが、紛争が長期化するなか、半数の組合員が六月一三日、会社提案を受け入れ退職。その後、早期解決をめざす会社側と、この際退職して職種を変えた方がよい、などの組合員の考え方が働き、八月三〇日に和解となった。

和解の協定書内容は、組合員は六月一三日付で、会社都合による退職とし、退職金を上積みする、希望者は名古屋工場へ配転する、退職者については、再就職のための労使で就職あっせん委員会を組織、会社側は今後とも努力する、などが骨子で、組合員は退職もしくは配転希望を一週間以内に会社側へ伝えることになっている(『全国金属』一九八六年四月一日付、『愛媛新聞』八六年九月三日付)。

【河合連合支部】

別会社への出向を不服として身分保全の仮処分を静岡地裁浜松支部に申請していた河合楽器製作所の従業員らは一二月一七日までに「従業員の身分を保証する」条件で会社側と和解した。

仮処分を申請していたのは同社の中郡、篠原両工場の従業員三〇〇人のうち六六人

で、いずれも同社にある三労組のうち、全国金属労組河合連合支部の組合員たち。申請書によると、同社が八月に設立した別会社「カワイクリエ」に中郡、篠原両工場の全従業員を出向させる方針を打ち出したが、会社側は労組側と十分な協議をおこなっておらず、一九五九年に締結した労働協約に違反している、と指摘したうえで、身分保全の必要性を強調した。

和解条件の内容は、(1)会社側は河合楽器従業員としての身分、労働条件などを保証、出向先への転籍誘導をおこなわない、(2)雇用の安定を確保する、(3)基本的な身分や給与について出向中や復帰後、他の従業員にたいして不利益にならないよう配慮するなど。今回の和解条件に、期限は明示されていない(『静岡新聞』八六年一二月一八日付)

全金同盟

全金同盟は、一九八五年十一月と一二月を労働協約闘争月間とし、無協約組合をなくすことと、労働条件の総合点検をめざす行動にとりくんだ。また、協約のレベルアップでは、左記のように技術革新協定の締結とVDT管理基準の締結が示されている。

技術革新協定の締結——MEとロボットに代表される新しい技術と設備の導入は、従来の労働態様や労働条件に大きな影響と変化を及ぼしている。これらの導入に際しては、雇用の確保を大前提として労働の人間化、生産性向上の成果の配分などの実現が約束されなければならない。この基本を貫いていくために「技術革新協定」を締結していく。

地方金属と本部は構成組合のなかの締結状況を改めて調査し、締結促進のための活動をおこなう。

VDT管理基準の締結——同盟のVDT作業基準を指針として協定を締結していく(『生産性新聞』八五年十一月一三日付)。

鉄鋼労連

急激な円高で、日本の鉄鋼業界の業績は全般的に悪化し、各社は設備集約や雇用調整に動き出した。このようななかで、一九八六年十一月二六日には新日鉄労連が会社提案の一二月一日からの一時帰休受け入れを決め、また同年十一月四日、住友金属工業が提案した八七年一月からの臨時休業を同社和歌山労組が受諾した。

【新日鉄労連】

十一月二六日の労使基本合意によると、臨時休業の対象事業所は当面、八幡、光のほか室蘭、釜石、広畑、堺の各製鉄所と東京製造所、これら七事業所の従業員数は約三万三〇〇〇人にのぼっており、各自の勤務を分けあう形でこの一五分の一に当たる約二二〇〇人(教育訓練も含む)が対象となる。

実施方法については、(1)工場休止日に合わせるなど一斉に休業する、(2)業務の内容や性格を勘案して職場単位、あるいは個別に休業する、(3)生産、作業は継続しながら職場内で交代で休む、のなかから職場の実態に合ったものを選択することを確認した。

実施期間は「一二月一日から当分の間」としているが、会社側では減産が長引けば長期化する可能性もあるとみている。

臨時休業は労働協約にもとづく臨時措置で、休業手当のうち三分の二は雇用保険から給付される。

二六日の中央労使委員会に先立ち新日鉄労連は中央執行委員会を開き、臨時休業にたいする意見集約をおこなった。その結果、八幡労組を含む一二組合代表はいずれも新日鉄が生き残るためにはやむをえないとし、全員一致で受け入れを決めた(『西日本新聞』八六年十一月二七日付、『鉄鋼労連』八六年十一月二五日付)。

【住友金属和歌山労組】

住友金属は一九八六年十一月四日、和歌山を含む全製鉄所、工場の組合にたいし、減産にともなう余剰人員対策として臨時休業制度の導入を申し入れた。和歌山製鉄所は余剰人員がもっとも多いため、実施についての具体的な話し合いの「先陣」に選ばれたとみられる。

会社が労組側に示した臨時休業制度は、製鉄所内の全職場(二八課、一三工場)を対象にしており、最終的には約七八〇〇人の全従業員が月二～三日、完全休業することになる。休業中は賃金の七〇%を支給されるが、全体で一～二億円の減収が見込まれている。

住金和歌山労組は、一二月八日の支部長会で「雇用の確保のためにはやむをえない」とし、一月からの実施を大筋で受け入れる方針を決めた(『読売新聞』八六年一二月一日付)。

全造船機械

全造船機械では、七年七ヵ月ぶりに組合長らの解雇問題が解決した臼井鉄工所佐伯造船分会と、一六〇〇人の削減案に反対する住友重機浦賀分会の動きが注目される。また、八六年六月二五日に出された海運造船合理化審議会の答申にもとづき、造船機械労働者には、きびしい合理化攻撃がかけられており、各分会はその対策に苦慮している。

【佐伯造船分会】

更生会社・臼井鉄工所佐伯工場では、一九八五年一〇月二五日、長年にわたった労使の紛争が解決した。

労使間で交わされた協定は、造船業界、会社経営の現状がきびしいことを双方が認識したうえで、(1)新しい建造体制をとることで合意したので、組合側は八三年に実施した配置転換にたいする県地労委への救済申し立て、大分地裁で係争中の管財人にたいする損害賠償請求訴訟を取り下げる、(2)会社は、以前解雇した組合委員長らを一月一日付で新規採用する、(3)組合は就業規制を厳守し、当分の間、実働時間を七時間三〇分(現行七時間)とする、など六項目。このうち、地労委への申し立てと、大分地裁への取り下げは同日中におこなわれた(『大分合同新聞』八五年一〇月二六日付)。

【浦賀分会】

住友重機械は、八六年一月に、八七年三月までに労働者約一六〇〇人を削減する新事業計画を発表した。余剰人員八五〇人の削減、建設機械部門の六〇〇人の新設他会社への移籍などを内容とするもの。住友重機械の一〇年先を見通した事業計画(「S HI93」)によるもので、この計画によれば、八六年一月現在八八七六人の従業員を、八七年三月までに約七三〇〇人程度にするとしている。

削減方法は、(1)六〇歳定年制を中断、三年間五八歳に据え置く、(2)従来五四歳以上

に適用されていた「進路選択制度」の転身援助金(賃金の八ヵ月分)を、今回は五〇歳以上にも適用するなど。これにたいし、全造船機械浦賀分会では提案の中身を批判し、全面撤回を求める行動を開始した(『全造船機械』八六年一二月一〇日付)。

自動車総連

自動車総連では、円高への対応策として土、日の出勤を軸とする「年間カレンダー協定」を結んだマツダ労組の動きが注目される。

【マツダ労組】

マツダは、同労組との間で一九八六年八月に、翌八七年の出勤日にかんし土、日を出勤日とし休日を平日にふりかえる「年間カレンダー協定」を締結した。同協定によると、(1)七月五日から九月四日までの夏季は原則として土、日曜日を出勤日とする、(2)振り替え休日は出勤日が六日以上連続しない範囲で、平日と振り替える、(3)対象は営業部門や東京、大阪支社を除く全職場、などというもので、当面は八七年かぎりの協定だが、八八年以降についても別途、協議することになっている。これによって、同社では電力料金の休日振り替え契約などの夏季割引制度を活用、エネルギーコストを引き下げようというものである。

マツダでは八五年秋からの急速な円高に対応して現在、協力工場にたいする生産性向上、部品単価の引き下げ要請、商品開発や設備投資計画の見直しなど、全分野にわたってのコスト引き下げ作業を進めている。夏季の休日振り替え操業の実施も、徹底した見直し作業のなかから浮上したもので、今夏、試験的に三日間の土曜休日出勤を実施したところ、かなりの成果が上がったため、八七年夏の本格採用に踏み切ったものとみられる(『毎日新聞』八六年九月一日付、『自動車総連』八六年九月一五日付)。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
